3 府県緊急事態宣言解除後の大阪支店の勤務体制について

代表取締役社長 原 勇次

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

5月21日、政府は新たに3府県で新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言を解除しました。一方、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の関東圏及び北海道では引き続き外出自粛等の協力を求めるとしています。

この発表を受け当社といたしましても、前回の仙台支店、九州支店の段階的在宅勤務の解除に続き、今回緊急事態宣言の解除となった地域に属する**大阪支店については、下記の期間におきまして段階的に在宅勤務を解除してくことといたします。**

記

1. 期間: 5月25日(月)より5月31日(日)まで ※状況により変更する可能性もあります。

2. 対象者: 大阪支店の全従業員

3. 会議等: 外部関係者様との会議等は引き続き、できるだけTV会議、電話等にて

お願いいたします。

やむを得ず面談が必要な場合は、感染対策に十分注意して行います。

なお、本社については、緊急事態宣言が解除されるまで出社・外出の 8割削減を目標とした**在宅勤務体制を継続**します。

お取引様や関係者の皆様には多大なるご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解 を賜りますようお願い申し上げます。